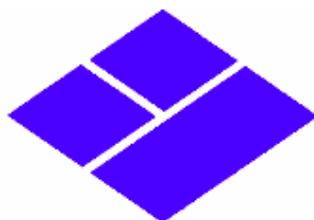


紫波町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針



平成17年4月25日

岩手県紫波町

紫波町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、紫波町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針を公表する。

平成 17 年 4 月 25 日

紫波町長 藤原 孝

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

- (1) 事業名 紫波町管理型浄化槽整備事業
- (2) 事業の目的

町は、全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業等の集合処理計画区域外の全域(以下「整備区域」という。)において浄化槽を整備することとした。本事業は、民間のノウハウを活用することにより、浄化槽の建設業務並びに建設され、又は寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務の実施等を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 整備区域内の一般住宅(店舗付住宅等を含む。)を対象とした概ね 1,000 基の浄化槽(浄化槽本体から 1メートルまでの流入管渠及び放流管渠を含む。)建設業務
- ② 本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施
- ③ 整備区域内に既に設置された一般住宅(店舗付住宅等を含む。)用の浄化槽のうち、町が寄付を受けた浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施

イ 事業期間等

- ① 事業期間は、10 年とする。PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者(以下「PFI 事業者」という。)は、この間、浄化槽建設業務及び維持管理等業務を実施する。
- ② 建設工事期間は、上記期間のうち契約日(事業開始日)から概ね 5 年間とする。

- ③ 11年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

ウ 事業の実施方法

- ① 浄化槽の設置を希望する者は、PFI事業者を經由して町長に対して設置申請書を提出しなければならない。
- ② 町長がこれを受理・承認した場合は、設置申請者及びPFI事業者に通達書により通知するものとする。
- ③ PFI事業者は、速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、設置工事契約を締結しなければならない。
- ④ 設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地について、町と無償貸借契約を締結しなければならない。
- ⑤ 設置申請を承認された申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、紫波町管理型浄化槽の設置等に関する条例（平成17年6月に公布の予定）に定める分担金を納付するものとする。
- ⑥ PFI事業者は、町が提示した基本仕様に基づいて浄化槽の設置工事を、自らの責任により実施する。完成した浄化槽施設は、町の完了検査を受けなければならない。完成した浄化槽施設は、町民所有の施設部分を除き、PFI事業者が所有する。
- ⑦ PFI事業者が所有する浄化槽については、町とPFI事業者との間において事業契約に基づく無償貸借契約を締結し、所有権を除く権利を町が所有する。
- ⑧ 町は、PFI事業者に維持管理等業務を委託する。維持管理等業務の内容は、保守点検、清掃、浄化槽汚泥の運搬、修繕、法定検査業務等とする。
- ⑨ 町は、事業開始後、原則として、単年度内に完成した浄化槽を対象として、PFI事業者から買取事業を実施し、所有権をPFI事業者から町に移転する。
- ⑩ 町は、浄化槽買取事業を実施するに当たって、国庫補助を申請するとともに必要財源の残余分（受益者負担分を除く。）については町債（起債30年の元利均等償還とする。）を発行し、支払い財源とする。
- ⑪ 設置申請者は、完成した浄化槽施設について、町の条例及び規則に基づき、浄化槽使用料を納付するものとする。
- ⑫ 町は、町民（個人に限る。）が設置した浄化槽の寄付を受け、町の浄化槽として管理することができる。この場合、町は、PFI事業者による維持管理等業務を委託する。
- ⑬ ③の設置工事費のうち、町の買取事業の対象外となる経費については、設置申請者の負担とする。

(4) 事業実施のスケジュール(予定)

平成17年12月	事業契約締結
平成18年4月	着工、逐次管理開始
平成23年3月	全基数設置完了
平成28年3月	全事業完了

(5) 遵守すべき法令等

PFI事業者は、この事業を実施するに当たって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の関係法令等を遵守するものとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定の基準

町は、この事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を町の掲示板及びホームページ上で公表する。

II PFI事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

この事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定方式は、事業提案、技術提案、価格提案等の内容を審査し、その評価の高い順に優先交渉者を決定する公募型プロポーザル方式によることとする。

2 募集及び選定の日程（予定）

平成17年	6月上旬	特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表
平成17年	6月下旬	事業者募集要項の配布 説明会及び質問受付並びに質問回答書配布
平成17年	7月下旬	追加質問受付及び追加質問回答書配布
平成17年	9月中旬	提案書受付
平成17年	10月中旬	事業予定者の決定 事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表

3 応募者の参加資格要件

(1) 組織形態

- ア 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者は、PFI事業の契約に先立ち特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社として設立することを要件とする。
- ウ 民間企業グループは、その中の1社を代表民間企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

- 応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。
- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると町が認定した場合には、この限りではない。
- ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力企業」という。)がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- エ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないものとする。ただし、町とSPCとのPFI事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできるものとする。
- オ 町とこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業(当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。)及びその関連会社(親会社及び子会社を含む。)が、応募者の構成員として参加していないこと。

(3) 欠格条項

- 次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に

該当する者

イ 町の指名停止措置を受けている者

ウ 最近1年間において、法人税、消費税若しくは法人事業税、地方税又は町に対する公租公課を滞納している者

(4) 業務執行能力及び財務能力

ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

ア 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施に当たっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格のすべてを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。

イ 代表民間企業の事業期間中のSPCへの出資割合は、50%を超えなければならない。

ウ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を町に提出し、着工までに町から承認を得るものとする。

エ PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参加者を広く求めるものとする。

4 PFI事業者の選定

(1) 町長は、学識経験者等から構成される紫波町PFI事業懇話会（平成17年紫波町告示第2号）の意見を参考としながら、紫波町PFI事業審査委員会（平成17年紫波町訓令第1号）の審査に基づき、応募者に順位を付して選定する。

町長は、第1順位の応募者とこの事業の実施に係る契約（以下「PFI事業契約」という。）の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該応募者をこの事業を実施するPFI事業者として選定する。

(2) 第1順位の応募者との協議が整わなかった場合は、第2順位の応募者と協議を行い、協議が整った場合は、PFI事業者として選定する。

(3) 第2順位の応募者と協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをや

り直すものとする。

5 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを町のホームページ上に公表する。

6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、町に帰属しないが、公表、展示その他町がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町は応募者の承諾を得て、これを無償で使用するものとする。

Ⅲ P F I 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため適正にリスクを分担しようとするものである。

原則として、リスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等で、町又はP F I事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、町とP F I事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、その建設業務及び維持管理等業務についての責任はもっぱらP F I事業者側に帰すべきものであることから、P F I事業者が設置した浄化槽の機能については、原則としてP F I事業者のリスクとして性能保証をする。

2 予想されるリスクと責任分担

町とP F I事業者とのリスク分担は、原則として別紙1によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的には、P F I事業契約で明文化する。

3 監視

(1) 町は、P F I事業者が提供するサービス内容の確認及びP F I事業者の財務状況を把握するため、P F I事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。

(2) 町は、P F I事業者がP F I事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、P F I事業者に対して改善措置を求めることができる。

報告及び改善措置の方法、内容等については、P F I事業契約で定める。

(3) 町は、P F I事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、

外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 浄化槽を整備すべき区域

紫波町生活排水処理基本計画に基づく整備区域（別紙2のとおり。）

2 施設の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、岩手県等の技術基準を満たすものとする。

V 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 町とPFI事業者との間で締結するPFI事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、町とPFI事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

2 PFI事業契約に係る紛争を解決するための訴えは、町役場の所在地を管轄する次の裁判所に提起するものとする。

盛岡地方裁判所 岩手県盛岡市内丸9-1

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、町及びPFI事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由、修復その他の措置としては、概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(町に起因して発生した事由) ・買収事業の遅延 ・維持管理等業務委託費支払の遅延	・つなぎ融資のあっせん ・つなぎ融資のあっせん
(事業者に起因して発生した事由) ・目標設置基数の著しい未達 ・目標維持管理水準の著しい未達 ・住民トラブルの著しい発生	・買収価格の減額 ・維持管理等業務委託費の減額 ・町による対応、町への損害賠償
(不可抗力事由) ・著しい天変地異	・両者で事業継続について協議

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、P F I 事業契約の規定に従い、事業を終了する。

項目	資産の取扱い	
損害賠償金	町に起因して発生した場合	損害発生額を事業者へ
	事業者に起因して発生した場合	損害発生額を町へ
	不可抗力事由による場合	継続、打切りいずれの場合も、原則として無し
資産の帰属	両者で協議（完成資産のみ町が引き継ぐ。）	

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

P F I 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

町は、P F I 事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援をP F I 事業者が受けられるよう努めるものとする。

3 その他の支援

町は、P F I 事業者が事業を実施するに当たって必要な認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為等

町は、この事業に関して、P F I 事業者からの買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等必要な事項について措置する。

2 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

3 実施方針に関する説明会

町は、実施方針に関する説明会を、次のとおり開催する。

開催日時 平成17年4月27日 午後1時15分から

開催場所 紫波町役場第二庁舎会議室

岩手県紫波郡紫波町日詰西一丁目3番地1

申込方法 別紙3の書式により、電子メール又はFAX
(FAX 019-676-6440)

*出席者は、1社2名以内とする。

4 意見・質問の受付

この実施方針に関する意見・質問のある場合は、別紙4の様式に基づき、実施方針に関する意見書・質問書を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、5の連絡先に提出すること。(FAXは受け付けない。)

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、ホームページ上で公表する。

電子メール	平成17年4月27日から5月17日まで(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
郵便	平成17年4月27日から5月11日まで
持参	平成17年4月27日から5月12日まで(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

5 連絡先

〒028-3390

岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1

紫波町下水道課 業務管理室

電話：019-672-2111

メールアドレス：gesuido@town.shiwa.iwate.jp

- 別紙1 町とPFI事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方
- 別紙2 浄化槽整備区域
- 別紙3 実施方針説明会参加申込書
- 別紙4 実施方針に関する意見書・質問書